

平成30年度「信州環境カレッジ」講座（学校講座）登録要領

長野県

1 目的

地球規模での気候変動の進展など環境を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題や地域の課題に気づき、主体的に行動を起こすことが必要です。

「信州環境カレッジ」講座（学校講座）を通じて地域との協働により学校における環境教育を推進し、子どもたちの環境についての理解を深めるとともに、主体的に考え行動する人材を育成するため、「信州環境カレッジ」に登録していただける講座（学校講座）を募集します。

2 募集講座

テ ー マ	① 脱炭素（再生可能エネルギー・気候変動等） ② 自然との共生（生物多様性・自然環境の保全、自然体験等） ③ 水・大気環境（水質保全、上下水道、星空等） ④ 循環型社会（3R、ごみ減量化等） ⑤ 暮らし・まちづくり（食、コンパクトシティ、交通等） ⑥ その他、SDGsの視点から地域課題の解決を目指すもの
実施期間	平成30年（2018年）8月～平成31年（2019年）3月
形 式	県内の学校（小・中学校、高等学校等）における出前講座
企画内容	・ 講座の内容が具体的な行動に結びつくよう、ねらいや取組が明確であること。 ・ 講座が安全かつ円滑に行える内容であること。 ・ 楽しく学べる、興味を持って参加できる内容であること。
その他	・ 政治活動、宗教活動、営利活動を行わないこと。 ・ 特定の国、団体、個人、企業に対し、違法・不当な誹謗・中傷を行わないこと。

3 講座の登録

- (1) 「信州環境カレッジ」講座として登録すると、「信州環境カレッジ」のホームページに講座情報を掲載します。
- (2) 講座の登録可否については、「信州環境カレッジ」運営事務局（以下「運営事務局」といいます。）から文書でお知らせします。

4 学校との打合せ

- (1) 学校からの申込を受け、運営事務局から申請者に連絡します。
- (2) 申請者は、日程や実施内容の詳細等について、学校との打合せをお願いします。
- (3) なお、登録していただいても、学校からの申込がない等講座が実施できないケースもありますので、あらかじめご了承ください。

5 補助金の交付

- (1) 「信州環境カレッジ」講座として登録したもののうち、次の要件を満たす場合には、講座の開催経費に対する補助金を交付します。
- (2) 補助金の申請は、学校との打合せ後、講座を実施するまでに、運営事務局に経費補助申請書（様式8）と収支計画書（様式9）を提出してください。後日、補助金の予定額をお知らせします。

（補助金の要件）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 個人、NPO法人又は任意団体が開催する講座であること。・ 平成30年（2018年）8月～平成31年（2019年）2月までの間に開催する講座であること。 |
|--|

（補助金の概要）

補助金の上限	講座1回当たり、上限20,000円
対象経費	講座開催に係る経費のうち、講師謝金、講師旅費、機材等使用料、教材費、スタッフ人件費とします。（詳細は別紙を参照してください。）
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金は、講座終了後に交付します。・ 講座の開催経費の合計が補助金の上限を下回る場合は、その額とします。

6 申請方法

- (1) 提出書類
講座登録申請書（様式7-1～3）
- (2) 提出期限
8月17日（金）までに上記6(1)の書類を提出してください。
これ以降は、随時受付を行います。
- (3) 提出方法
原則として電子メールにより、運営事務局あてに提出してください。

<p>【提出先】「信州環境カレッジ」運営事務局（一般社団法人 長野県環境保全協会） 【メールアドレス】 shinshu-ecollege@nace-portal.jp</p>

7 講座の変更・中止

次の事由により講座を変更又は中止する場合には、電子メールにより運営事務局へ「変更・中止届」（様式10）を提出してください。

講座の変更 （内容の変更を伴わないもの）	<ul style="list-style-type: none">・ 講座の開催可能地域、定員、所要時間、受講料、開催可能時期を変更する場合・ 問合せ先を変更する場合・ 当日の持参品など受講に当たっての注意事項等を変更する場合
講座の中止	都合等により、予定していた講座が開催できなくなった場合

※講座の内容が変更となる場合は、当該講座を中止とし、改めて申請していただくことになります。

8 講座の実施結果報告等

- (1) 講座終了後、原則1か月以内に実施結果報告書（様式11-1～2）を電子メールにより運営事務局へ提出してください。この報告書の内容を「開催レポート」として、信州環境カレッジのホームページに掲載します。
- (2) 補助金を申請している場合には、実施結果報告書と併せて、経費補助請求書（様式12）（収支決算書（様式9）及び領収書の写しを添付）を運営事務局へ提出してください。なお、経費補助請求書については、必要事項を記入し押印の上、収支決算書及び領収書の写しとともに郵送してください。

9 講座募集から講座実施までの主な流れ



※網掛けした部分は申請者に行っていただく部分になります。

10 お問合せ

【「信州環境カレッジ」運営事務局】

一般社団法人 長野県環境保全協会

〒380-0835 長野市新田町1513-2 (82プラザ長野)

電話：026-237-6620 FAX：026-238-9780

電子メール：shinshu-ecollege@nace-portal.jp

※「信州環境カレッジ」は、(一社)長野県環境保全協会が長野県からの委託を受けて運営する事業です。

「信州環境カレッジ」講座（学校講座）補助金の対象経費について

経費区分	収支計画書（収支決算書）の記載事項
(1) 講師謝金	・ 外部講師を招いて講座を開催する場合の講師謝金
(2) 講師旅費	・ 上記(1)の外部講師に係る交通費
(3) 機材等使用料	・ 講座開催のために必要な機材等の使用（賃借）料
(4) 教材費	・ 講座で使用する資料等の印刷費 ・ 講座で使用する材料等の購入費
(5) スタッフ人件費	・ 当日の講座運営に必要なスタッフの人件費 ・ ただし、補助対象額の上限は講座1回当たり3,000円/人とし、最大3人までとします。

留意事項	<p>① 上記以外の経費は、補助金の対象となりません。</p> <p>② 補助金の交付を希望する場合には、学校側との打合せ後、講座を実施するまでに、経費補助申請書及び収支計画書を運営事務局に提出してください。</p> <p>③ 補助金の請求に当たっては、補助金請求書に経費の支出を証する領収書の写しを必ず添付してください。領収書の写しが提出されない場合、その経費は補助金の対象となりませんので、ご了承ください。</p> <p>④ 補助金の交付に係る関係書類の保存期間は、講座実施の翌年度から5年間としますので、関係書類の適切な保存をお願いします。</p>
------	---